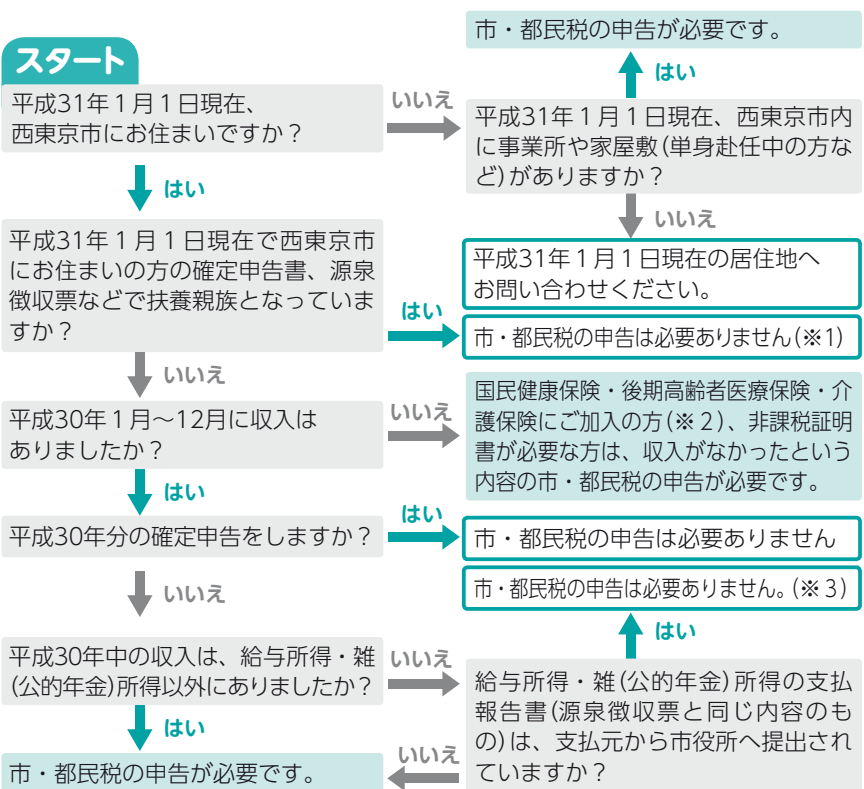


2月18日(月)から税の申告が始まります

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金) **市民税・都民税の申告は市役所へ**

▶市民税課 ☎ 042-460-9827・9828

市民税・都民税の申告は必要ですか？



※1 非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は、市・都民税の申告が必要です。
 ※2 所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります。
 ※3 本人控除、扶養控除や生命保険料控除などが、支払報告書の内容から変更になる場合には、確定申告または市・都民税の申告が必要な場合があります。

申告受付期間中の市民税課への電話

申告期間中は、市民税課職員の多くが受付会場業務を行っているため、電話がつながりにくい場合や、すぐに対応できない場合があります。お問い合わせは、できる限り2月15日(金)までをお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

上場株式等に係る配当所得等ならびに譲渡所得等における所得税と異なる課税方式の申告方法

上場株式等に係る配当所得等(特定配当等に係る所得)ならびに譲渡所得等(特定株式等譲渡所得金額に係る所得)について、市・都民税特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が送達される前までに市・都民税の申告をすることにより、市・都民税について所得税と異なる課税方式を選択できます。

市民税・都民税の申告書は、郵送でも受け付けています

申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、〒188-8666市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となることがあります)。

控除対象となる社会保険料などの確認は？

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申告額は、平成30年1月1日～12月31日に支払った額(過年度分を平成30年中に支払った場合を含む)です。また、申告の際に領収書の添付は不要です。

▶国民健康保険料…保険年金課 ☎ 042-460-9822

▶後期高齢者医療保険料…保険年金課 ☎ 042-460-9823

▶介護保険料…高齢者支援課 ☎ 042-438-4031

国民年金保険料

確定申告や市の申告には、次のものがが必要です。

①平成30年10月1日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付済みの控除証明書と10月3日以降に納付した保険料の領収書

②平成30年10月2日～12月31日に、初めて保険料を納付された方…2月上

旬に日本年金機構から送付される控除証明書

☎ 0570-003-004(3月15日(金)まで)

※050で始まる電話からは

☎ 03-6630-2525へ

●武蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411

▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

介護保険サービス

平成30年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。具体的には、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護などの医療系サービスにかかる1割、2割または3割の自己負担額が控除の対象です。詳細はお問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎ 042-438-4030

おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、事前にお問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎ 042-438-4105

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

申告に必要なものなどについては、市☎や1月15日号をご覧ください。

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口 ●ひばりが丘公民館 ●芝久保公民館 ●住吉会館ルピナス ●下保谷福祉会館 ●ひばりが丘公民館	2月1日(金)	午前9時30分～11時30分	○	○	—	○
	4日(月)	午後1時～3時30分	○	○	—	○
	5日(火)	午前9時30分～午後1時30分	○	○	—	○
	6日(水)	午前9時30分～午後1時30分(正午～午後1時も開設)	○	○	—	○
	7日(木)	※午前9時までは、会場へ入れません。	○	○	—	○
田無庁舎2階 展示コーナー	2月18日(月)～3月15日(金)	午前9時～午後4時 ※(2月22日(金)・3月1日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設)	○	○	○	○
保谷庁舎1階 臨時窓口	2月7日(木)～3月8日(金)	午前9時～午後4時	○	○	—	○
防災センター	3月11日(月)～15日(金)		○	○	○	○
防災センター ※税理士による 無料申告相談会	2月7日(木)～12日(火)	午前9時30分～午後3時30分 ※正午～午後1時も開設	—	—	○	—

左記窓口には、税務署職員はおりませんので、内容が複雑な下記の相談については、税務署へご相談ください。市で相談できる所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金(個人年金所得を含む)など簡易な確定申告です。(税務署への主な相談内容)国外の方を扶養にする場合や配当所得に係る申告、土地・建物・株式の売却による譲渡所得などの分離課税を含む申告、初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告雑損控除・災害減免・外国税額控除の申告、事業所得の収支内訳書・決算書の書き方など

※(出)・(日)・(祝)を除く
 ※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書を一時的にお預かりするものです。
 ※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
 ※受付初日と最終日は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
 ※車での来場はご遠慮ください。
 ※「税理士による無料申告相談会」については、5面をご覧ください。

東村山税務署からのお知らせ

詳細は1月15日号をご覧ください。

税務署の申告書作成会場の開設は2月18日(月)～3月15日(金)

初日と最終日は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください。申告書作成や相談が必要な方は午前8時30分から午後4時までにお越しください。なお、混雑状況により受付を早く締め切る場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

※還付申告は、2月15日(金)以前でも提出可

日曜窓口

2月24日(日)・3月3日(日)に限り、所得税および復興特別所得税・個人消費税率・贈与税の申告相談と申告書の受付を行います。
 ※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

申告と納税の期限(平成30年分)

□所得税および復興特別所得税 3月15日(金)

☎東村山税務署 〒189-8555 東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811

※1月23日(水)から駐車場が使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。

消費税および地方消費税

4月1日(月)

□贈与税 2月1日(金)～3月15日(金)

申告書へマイナンバーの記載が必要です

申告書には「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要です(窓口提示または写しの添付)。

確認書類

①マイナンバーカードのみ

②①が無い場合：通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票(番号確認)および運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・公的医療保険の被保険者証(身元確認)

※郵送の場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。

申告書の作成は国税庁で

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で、

5面に続く